

「遷宮史」

國學院大學教授

中 西 正 幸

一、千三百年の歴史

きょうは式年遷宮について、関心のふかい遷宮のあらまし、遷宮史についてお話をさせていただこうと思います。

ご承知のとおり第六十一回式年遷宮の御準備が去る昭和六十年に開始され、本年十月の遷御の儀をひかえて、着々と滞りなくその準備が進められております。昨年三月、立柱・上棟祭ということで、ご本殿のお柱が立ち、棟木が揚がりました。また十一月には秋篠宮・高円宮あるいは三笠宮など、準備状況に関する宮家のご視察もあり、そして年明けから、皇太子殿下のご成婚につきましても、めでたく事が運ばれております。本年の六十一年目にある遷宮はもとより、皇太子殿下の御婚儀など、まさに国民あげての慶事として、よろこびのなかでとり進められているのが、今日ただいまの状況ではなかろうか。そういう意味合いから、遷宮史のもつてゐるおよそ千三百年にわたる歴史をたどり、その意義を確認できればというのが素直な気持ちです。

そこで第一期から第四期と、はなはだ便宜的に時代区分して、話を進めさせていただきます。第一期は初回執行か

ら律令制を維持しがたい、中世の新たな状況が生まれるまでの二回。そして第一期は、諸国一律の賦課税に基づく役夫工米という中世的形態が始まり、末葉に御儀が百二十余年にわたって中絶するまで、およそ二十回がその時期です。第三期につきましては天正十三年、近世初めの制度復興から、近代はじめての遷宮、明治二年に行われますが、ここまで遷宮準備が徳川の幕政下にほぼ完了していたということで、一区切りつくと考えております。第四期は、明治新政府が初めて取り組んだ二十二年の式年遷宮から、現在まで。このような大まかな区分に基づいて、歴史の流れを申し上げてまいりたいと思います。

二、第一期

1、制度の創定

初回（持統四年・同六年）～二〇回（天喜五年・康平二年）

式年遷宮制度がどうして始まったかという問題は、もちろん、内宮の鎮座が悠久二千年、あるいは外宮が千五百年という気の遠くなる歴史の流れを背景として、実に三千五百年前、古代天皇制の黄金時代と称えられる天武・持統朝に始まります。もちろん、それ以前から必要に応じて臨時に造替もしくは修繕を加え、建物を維持、存続することは当然あったものと考えられます。そのことは、『大神宮諸雜事記』の中に制度施行前の状況をめぐつて「二所大神宮の殿舎・御門・御垣等は、宮司破損の時を相待ち修補奉る例」と書いてあり、朽損に従つて修理していくというのは、当然のかたちとしてあつたわけです。それを一応、二十年なら二十年を一区切りとして制度化したのが遷宮制です。

その制度化の発端になつたのは、古代国家において最大規模の内乱といわれる壬申の乱でありました。皇位継承を争つた大友皇子（弘文天皇）と大海人皇子（天武天皇）との間に争いごとが持ちあがり、当時、吉野におられた大海人皇子が滋賀に打つて出る途中、北伊勢を通過され、はるかに大神宮を拝んで戦勝祈願をなさいました。そして『万

葉集》に柿本人麿が伊勢の神々が吹きわたつたと謳いあげたように、めでたく勝利を収めたのち、皇祖神に対するお礼申しのかたちで遷宮が制度化されたのです。

天武朝では、神祇をめぐる諸制度が多方面にわたつて整えられました。天社・国社を定め、神宮においても禰宜職の創定や斎王の再興も挙げられます。とりわけ大きなことは、この遷宮の制度化であります。

ともかく天武天皇さまはお礼申しをなるべく早くしたいという御宿願を懐かれてはいましたが、僅か十数年のご在世中には実現の運びにはならず、その皇后であられた次の持統天皇の御代始め、このことが初めて斎行されたことは、まことに忘れがたい史実です。

そして、持統四年（六九〇）に内宮、そして六年（六九二）に外宮において初度の遷宮が執行されました。内宮執行後、中一年ないし二年を隔てて外宮というのが古代の例で、現行の同年執行ということは、天正十三年（一五八五）以降のかたちだとあわせて申し上げておきます。五年に藤原京がつくられて、その翌年に外宮という運びです。持統天皇の御代始め、実に重大な事柄として事が運ばれていたのです。

なお、第二回は和銅二年（七〇九）に内宮が行われ、中一年を隔てて外宮が執行されるわけです。二回目の内宮・外宮の間で法隆寺五重塔が建立され、さらに外宮の第二回執行の翌年に『古事記』が撰進されました。そのような事情を念頭に、初回ないし二回目をお考えいただきたいものです。二十年を期して御殿あるいは宝物をすべて新たにして、新たな神座で皇祖神の若々しいご神威の發揚を仰ぐというかたちが、ここに制度化されたわけです。

2、制度の実質

ところで国家制度のなかで、遷宮が明確に位置づけられたということになりますと、『延喜式』を待たなければなりません。『延喜式』に見られる遷宮の基本要件として、主たるものとしては五項目ほど挙げられると思います。まず最初に殿舎造替ということで、お建物を全部取り替える。ただし、そのお建物の造替範囲は今日の両宮域内における

る鳥居・御垣・あるいは宇治橋・風日祈宮橋・火除橋まで、かなり広範囲に及んでいますが、『延喜式』の時代はそうした広範な対象まで含んではおりません。即ち殿舎の造替範囲をめぐって「大神宮式」をみますと、

凡そ大神宮は、廿年に一度、正殿・宝殿及び外幣殿を造り替へよ。皆新材を採りて構造し、自余の諸院は新旧通用し、其の旧宮の神宝は新殿に遷し收めよ。

と規定されています。つまり範囲は両正宮の正殿、東西に並びたつ宝殿、さらに外幣殿という御垣内の主要殿舎のみを対象として執行されており、今日から比べれば規模が非常に小さいものだということは、きわめて注目すべき事柄でありましょう。そして式年の巡りからいきますと十七年目の冬十一月、造神宮使という臨時の役所が設けられて、これが殿舎造替にあたるわけです。のちには、中臣祭主がほぼ世襲するかたちになりました。これが第一点です。

第二点目は、神宝調進ということで、お宝物の調製に当たります。ただし、今日お宝物は千数百点という多きを数えておりますが、「大神宮式」を見るかぎり、御装束はともかく神宝廿一種は内宮に限られ、今日、外宮に三十種が追進されている状況とは大きく異なります。しかも現状では正宮・別宮の御装束・神宝が千数百点というのは実に膨大なふくらみをもつたことに他なりません。そして、神宝使は式年七月に事始の式を行ない、九月には遷宮執行ですから、前後二か月間に神宝を調製できたかどうか、大いに疑問視されているところです。とにかく「大神宮式」では、今日のごとく事前準備に長い年月を費すというかたちにはなっておりません。

第三点は遷御ということで、神靈をお遷し申し上げる。これにも当然勅使が立てられ、殿舎の造神宮使、宝物の神宝使に対して、御神体の渡御に関しては奉遷使がお立ちになるということで、この遷宮三使が天皇の大御心をいただいて事が厳重に進められます。

第四点は、殿舎は国の税金、正税で賄う。これに対しても当然勅使が立てられ、殿舎の造神宮使、宝物の神宝使が公費支弁を原則とし、『大神宮式』の中にそのことが明記されている。『大神宮式』で見るかぎり、およ

そ遷宮の主要事項は以上のとおりだらうと理解しております。

しかも、皇位の源泉である神鏡「八咫鏡」をお祀りする最高格式の祭事として、遷宮は国家的規模をもつておりました。

3、律令制の崩壊

『大神宮式』は、制定せられて四十年後に執行を見ましたが、その施行期間はそれほど長くないのではないかと、よく指摘されるところです。神宮で申しますと、多気・度会・飯野の三郡が御鎮座以来、きわめて深い関係をもつお膝元にあたり、その土地・住民あげて大神宮の御為に捧げられた「神郡」と考えられました。そうした伝統的な観念や形態にひび割れが生じ、東大寺など、奈良の有力な寺院領が点在してくる事態がすでに十世紀に兆しております。三郡は一円神領であるとの観念が、実際面ではかなり同化しはじめているのです。十一世紀は古代神宮のすがたが破綻する時期であると押さえられると思つております。

律令制の崩壊を神宮のレベルで受け止める場合、遷宮の立制以来の伝統的な姿が維持できなくなつてきました。その原因のひとつに神税を捻出すべき神領地の内部崩壊があげられ、あるいは造神宮使の形骸化ということが考えられます。古代国家における造神宮使は四使から成り、神殿造営と神宝調進を主務とし、この事業を推進するため近隣諸国に人夫徵発の命令を発して、日毎に千人に及ぶ役夫を集めていた。しかし、律令国家が衰退して国司・郡司も遷宮役夫を引率して伊勢に赴きがたい状況となりました。加えて造神宮使の形骸化という問題があつたと思います。今まで四人任命されていた御使が、ほぼ中臣祭主に固定して、世襲化してゆく経緯のなかにも現れております。

次いで造宮組織の在地化。お宮を建てる技術・資材というものは、古代において伊勢地元では調達しがたかった。ところが奈良や京都から宮大工が派遣されがたくなつた中世、人的・物的条件を全部伊勢地元で肩代わりする組織をつくるなければならない。それが中世の形態、あるいは徳川期まで引き継ぐところの作所・頭・小工という宮大工の

組織であります。

作所というのは造宮の責任者で、外宮と内宮それぞれ爾宜家をあて、内宮は藤波家、外宮は松木家が任せられ、现任の神職が造宮を統括しました。その下に七十七名からなる宮大工の組織を置くというのが、頭ならびに小工という組織立てです。伊勢地元で組織化した宮大工たちは、番匠が都から来なくなってしまった状況を前に、伊勢が自前でつくりあげた振り替え措置であると理解しております。

さらに、遷宮はなにしろお金がかかる。したがって、国税並びに神税をもつて賄つてきたけれども、それすらも容易でない中世を迎えますと、寄進に基づいて遷宮をやる。その代わり、その遷宮が終わつたあと、位階や榮職を賜わる。それを成功遷宮といいます。正殿はともかく、東西宝殿・外幣殿・四丈殿・御饌殿など、篤志をもつて各建物を丸ごと請負う成功遷宮、そのことすでに「延喜式」そのままのかたちが、遷宮執行されがたくなつた十一世紀の遷宮状況を示しております。

次に遷宮の意味するところに関じて、

夫れ伊勢二所神宮、二十年に一度の造替遷宮は、皇家第一の重事、

という『遷宮例文』の一節が、随所で引用されております。この本は長暦二年（一〇三八）から十五回にわたる遷宮を集めたダイジエスト版の遷宮史です。この本ができるとき、あたかも古代から中世へ向かう鍋底にあたる時期である。したがつて、式年遷宮の意味がきわめて明確になつてゐるとき、実は制度が破綻に瀕していたという皮肉な現象です。制度が立ち行かなくなつたからこそ、意義が一層強く叫ばれました。この本が引かれるときには、実は理想が現実と逆転していたことを忘れてはなりません。

三、第三期

二二回（承保三年・承暦二年）～四〇回（寛正三年・永祿六年）

1、役夫工米

次に第二期で、中世の新しいやり方が試行され、そのやり方がやがて停滞の時期を迎えるというあたりまで、二十一回から四十回までの時代に当ります。

まず、中世の新方式とは役夫工米、つまり遷宮費を諸国一律の賦課税でもつて徴税するというかたちです。この役夫工米を執行するためには、中央に強力な命令系統がなければならず、やがて源頼朝を中心とする中世の武家政権が、これを励行いたします。こうした役夫工米は神宮の式年遷宮に限らず、大嘗会役あるいは造東大寺役のように、国の大好きな費用を伴う祭儀もしくは造営工事には役夫工米が徴せられますが、大神宮の役夫工米については、同年、他の重大事態が生じたときには、大神宮の役夫工米を優先させるほど、大神宮造営は国挙げでの重大事業であったことを見落してはなりません。

役夫工米という言葉の意味するところは役夫の必要な諸経費であります、やがて諸雜費を集める賦課税として、諸国に課せられてゆきました。殊に源頼朝は、きわめて崇敬心豊かに、伊勢大神宮に対し篤志を寄せたことで知られています。また、

我朝は神國なり。役夫工米は天下第一の大事、諸国満遍の經營なり。

とは、後鳥羽天皇の綸旨であり、神宮の式年遷宮は諸国洩れなく、こぞって協力すべきわが国の重大事業であると力説されています。諸国満遍の經營というお言葉に、並々ならぬ大神宮崇敬のほどが、深く押せられてゆかしいかぎりであります。

中世はじめ、二十年ごとの遷宮が斎行されたのは、この役夫工米の威令あつてのことと理解できます。しかし各般の理由から式年執行ができるがたく、仮殿遷宮をいくたびかくり返して間をつなぐ状況となり、およそ内宮が三十九回、外宮が五十六回という多きに達しました。例えば掘立柱と呼ばれる丸柱の根元が朽損し、萱葺の屋根が腐朽して殿内のお装束が湿損するなど、甚だしい資材劣化の状況をきたし、臨時に修繕を行なわれることが頻繁に出てきます。それから考えますと、一回の遷宮がかなり徹底したかたちでなされたのかどうか。あるいは遷宮資材、たとえば木材にしても今日のように水中乾燥して徹底的に油味を抜くという、かなり慎重を要した用材の扱いがなかつたのではない。甚だしきにいたつては、一年内外で御殿を建て、その殿内に納めまつる御器すら造りあげる事情では、あとでかなり湿気が出たとしても無理からぬところです。むしろ好意的な見解として当時、度会神道が唱道され、その思想では正直・清浄が主徳として力説されました。そのような思想的背景のもと、お建物の朽損には神経質なぐらい改修を繰り返しとも説かれています。しかし、思想や倫理はさておき、やはり資材の劣化は覆うべくもない。この仮殿遷宮の頻発状況を見てゆきますと、徹底期しがたい世相であつたろうと察せられます。

2、御杣の推移

次いで、そうした仮殿遷宮がいくたびか重ねられつつ、大きな問題として、伝統の動搖を来さざるをえない重大事態が生じたということです。今日、一回の遷宮で一万三千八百本という木曾檜、一万立米という膨大な森林資源が費やされます。森林資源の枯渇から、遷宮の御用材に対する先行き不安ということが絶えず指摘されております。やはり遷宮のいちばん重大な問題は御用材であり、古今変わることのない事態だった。とりわけ中世この時期、深刻な状況に追いやられました。

内宮の背後に聳える宮山を神路山かみじ やまとと称し、そこは神靈の宿ります聖域を崇められて参りました。今日、遷宮の諸祭はじめの山口祭が、神路山麓の岩井田山、石井神社旧地で執り行なわれるのも、古く遷宮用材が神路山を御杣みそまとして

伐り出されていた事情を、よりよく物語つております。しかし御用材の調達に異変を来すのが後一条天皇の寛仁三年（一〇一九）、早くも内宮御杣を志摩国に差し定めた史実がみられます。また外宮の宮山を高倉山と云いますが、龜山天皇の文永五年（一二六六）遷宮において、阿曽御園に巨木を求めました。こうして神宮周辺の宮山が、尽山といふ深刻な事態にたち至つたのであります。すでに宮山に御遷宮用材がなくなつてしまつた。ではどうするか。宮材評議と称して、遷宮用材をめぐる議論が起りました。どういう議論が行なわれたかと申しますと、山に材がなくなつたのは現状ですから間違いはないのですが、よその國よその山を御杣山と定めることが、是か非かという問題です。本来御遷宮用材というものは宮山から伐るべきもので、神靈の鎮まる山から汚れない状態で伐り出すのが原則です。にもかかわらず、そこに材が無いからとて、他国他山に材を求めるとき、いわれなき汚れ、予測しがたい事態が起ころうという非常な不安感、それを論議しております。宮山に大材が払底している現状を前に、かつかつ殿内口伝木と尊ばれる御神体にほど近い御料木や、御床下に建てられる心御柱の秘木に関しては、あくまで宮山から伐採しよう。それ以外の一般木は他国他山でやむなしと、宮山と他国他山とに線引きすることが、この宮材評議の中心をなす問題点でありました。今日は心柱木に限つて宮山に求め、御船代木・御樋代木も木曽山で伐り出しておりますから、このときの宮材評議の原則から、さらに後退した状況とも申せましよう。そういう意味で、神様に朝な夕な奉仕する神職の清浄感が、かなり研ぎ澄まされていたことに、深い感銘を覚えます。

他国他山に御用材を求めていく道筋を辿りますと、嘉元二年（一二三〇四）の江馬山から康暦二年（一二八〇）の美濃山まで、わずか八十年、遷宮四回のスピードで伊勢から木曽に行きついております。江馬山とは神宮の遙宮にあたる滝原宮周辺で、木の国（紀州）の入口に位置します。今日も滝原宮に参拝しますと、参道の両側に鬱蒼と昼なお暗く老杉が茂りあり、紀伊半島の最高峰、大杉へと山並みが続きはじめる。まず最初にこの周辺に御遷宮用材を求めて当然すぎることです。そのあと北伊勢の鈴鹿山麓に求め、三河国の設楽山、そして美濃山、これが今日の木曽山に

あたるわけです。八十年というわずかさで、切り尽くして木曽に至るスピード感は、きわめて深刻な事態を如実に物語つていると感じしております。

さらにその前後、式月式日の混乱も起りました。式年遷宮というのは、今日では二十一年目ですが、この当時は丸二十年目、いずれにしても二十年一度が原則です。同時に、式月式日という月日について神嘗祭前日、つまり内宮は九月十六日、外宮は同月十五日という定めが厳重に守られていた。およそ六十回のうち、前三十回はこの原則で来ていたのですが、元亨三年（一二三三）の三十四回から、式月式日に乱れが生じました。

式月式日をなぜそれほど徹底するのか、それは式年遷宮の基本性格に関わるからです。なぜなら式年遷宮は手段であって、目的では決してないのです。式年遷宮の主たる目的は、二十年毎に収穫祭、つまり神嘗祭を営むことです。そのための祭場づくり、いわば条件づくりが式年遷宮に外なりません。お宮の建て替え、宝物のつくり替え、神座の新たな設定というものは、二十年目の収穫祭にあたる神嘗祭を、より鄭重に営むための祭りというならば、式月式日、神嘗祭前日ということをきつちり押さえなければなりません。そういう意味で古来、式月式日は明確に定まっています。

ところが中世遷宮の神宝が十二月に届いてみたり、荷駄が途中で渋滞したり、いろいろな事態が生じております。次第に神嘗祭前に遷宮をやり遂げるという原則にも拘わらず、式月式日は乱れを生じて、原則どおりいかなくなつたという事態が起きます。三十四回遷宮（元亨二年・一二三二年）以後、式月式日は乱れて、元に戻らない状態になってしまったのです。

3、制度退転

三番目は制度中絶という最もおぞましい事態に立ちいたる問題です。御仙山の変遷や式月式日の違乱に加え、その伝統の動搖が極に達して、結局、遷宮制中絶の事態に追い込まれます。後土御門・後柏原・後奈良・正親町天皇とい

う四代の御代こそ、遷宮史のなかで最も悲劇的な事態を迎えたのです。その背後にあって、足利の歴代将軍も神宮への崇敬心が篤く五代、前後三十数回にわたって将軍が伊勢に参拝をしております。足利将軍の崇敬にもかかわらず、制度の廃退に追い込まれる悲惨な時代状況でした。

遷宮費の捻出が焦眉の課題とされ、伊勢法楽舎船というのは、海外貿易の利潤をもつて遷宮費に当てようとする試みでした。あるいは通行税を徴収する方策も当然のことながら考えられ、大神宮闈と称するものがおかされました。このとき北勢から伊勢まで、夥しい関所が設けられ、却つて参詣者が難渋するありさまでした。

そういう事態のなか、伊勢地元では宇治山田合戦がもちあがり外宮と内宮とが相分かれて争い、流血の事態になる。中世という時代の流れは、今日の常識ではとても計り知れないほど、頻々たる異常事態が起きました。そういう異常の極に達したところで、この制度は中絶いたします。すなわち第四十回の式年遷宮が節目となり、内宮は寛正三年（一四六二）、外宮は永祿六年（一五六三）から久しく中絶しましたが、その時期は百二十四年間という長きに亘るものでした。そのことは遷宮史の観点だけを見れば非常に深刻な事態ですが、他と比較して、まだしもの事と胸を撫でおろすのも実感です。先年、今上陛下の御代はじめにあたり御大典が挙行されましたが、その大嘗祭に至つては二百二十一年間にわたつて中絶。また神宮の年中行事きつての重儀というべき神嘗祭は、官幣を捧げもつ勅使が百八十年間も参向されませんでした。そのことからすれば、遷宮百二十年の杜絶は、陛下の並々ならぬ大御心をいただいて、むしろ早めに制度が復興したと喜びを感じて受け止めています。歴史のなかで室町後期、中世末葉のもつ暗黒の様相からすれば、遷宮史はまだしもという印象を懷くのも、そのような比較によることです。

さて、永祿の外宮正遷宮に際し、正親町天皇は、

先規を改めて權議を行なへり。非礼を請けざれば、神慮測りがたし。

と宣命を認め、勅使をして伊勢の大御前にふかく祈謝せしめられました。永祿六年（一五六三）に外宮はかつかつ遷

宮をやりますが、そのとき正親町天皇は遷宮制にたがう積年の流例をめぐつて、神前に深くお詫びされたのがこの祈謝宣命です。中世末葉、前後四代にわたり皇祖神に対しまつり、非礼の極に達した。権議とはまつとうでないやり方で、心ならずも多年続けてきて本当に相済まないと、お詫びなされた宣命です。

この正親町天皇の祈謝宣命の精神をひき継いでその後、奉幣行事がずっと慣例化してゆきます。遷宮における一社奉幣とは、神嘗祭の例幣とは違つて、正親町天皇の御慮が今日まで生き続けていると解釈したいものです。しかも、正親町天皇の御慮のなかに、将来にわたつて制度中絶の來たさぬようとの永遠の祈りも、また深く秘められていると挙げたいものです。

四、第三期

1、遷宮上人

四一回（天正十三年一五八五）～五五回（明治二年一八六九）

その次は第三期です。天正十三年（一五八五）とは、信長が亡くなり、秀吉が天下を握った時代のことです。遷宮記にみる古伝では、木曾の御杣で樵たちが料木を伐採していたとき、異様な物音に驚いた。後から納得することですがかねて遷宮費を寄進し、御儀斎行を心待ちにしていた織田信長が本能寺で倒れたときと、ちょうど時刻が一致するという非常に不可思議な話もあるわけです。したがつて天正十三年は秀吉時代の幕開けにも当つております。それから徳川幕府が倒れ、維新政府が新風を吹きこむ明治二年までの遷宮が、第三期です。

まず遷宮上人と称えられる慶光院上人は、尼僧でありながら勧進につとめ、前後五回にわたる正遷宮をやり遂げました。その神忠は慶光院三代の清順上人が、まず永祿の外宮遷宮を行ない、その先例にならい四代周養も、天正十三年の内宮・遷宮を遂行いたしました。遷宮史のなかでは「天正異例の正遷宮」と特筆されるところです。

では、何が異例かというのが問題だらうと思います。その第一は、同年執行ということです。古来、遷宮の執行順はまず内宮の御儀をとり行ない、それより一年ないし二年を隔てて、外宮の遷宮を執行するのが慣例でした。しかし天正度からは、内宮・外宮ともども、同年に行なうという新例が開かれたわけです。ところが同年になると神嘗祭前日に遷宮を行なうとして、神嘗祭は当然、外宮先祭になります。祭り順序からすれば当然、外宮が内宮に先んじ、遷宮もまた外宮から内宮へとやるべきではないかという議論が起こってきます。これは前後三回にわたって、徳川寛永六年（一六二九）まで争われてゆきます。しかし、朝幕ともども、その裁定は両宮同年・内宮先行という天正度の先例を確認することで落着きました。

第二は正殿・宝殿の並置という問題です。百二十四年間におよぶ遷宮中絶という言葉を深刻に受けとめざるを得ないのは、顛倒日を待つところと憂慮された御正殿が、すでに朽損、退色という年限をはるかに超えて、存在そのものを絶望せしめるに足るほどに、気の遠くなる永い歳月であったということです。八十五年間にわたって御本殿が地を払つたと、稻垣栄三氏が論及されたところです。そこで御垣内、御本殿につぐ殿舎ということでは、東西の宝殿が思い浮びます。東西宝殿をもつて御本殿に代えていた時代が長ければ、宝殿を御本殿同格と見做し、現実の佇いを本殿・宝殿が横一線に並ぶ造制をとっても不思議ではありません。事実、天正度は本殿を中心にはさんで一線に宝殿が並ぶことになりました。現行で東西の宝殿は、内宮は御本殿のうしろ、外宮は御本殿の前にあります。が、天正度は横に一直線に並んで建てられました。宝殿として格上げ意識を持ち、それが造制に現れたものと指摘されています。

やがて徳川の幕政が安定してきますと、尼聖による勧進は中世の形態で、なるべく早く止めてしまおうという気運が起こってきて当然です。それが寛文九年（一六六九）遷宮の折、慶光院上人に遷宮関与を停止せしめ、同十一年に遷宮御条目を下して、造宮諸役人に古法を遵守するよう厳達するに至つたのであります。こうした排仏・忌仏の考えは、同時期、僧尼拝所を設けたことにも関連がありましょう。内宮正面の石段下、川の反対側に僧尼の拝札場所を設

け、仏教色を神宮周辺から一掃しようとする脱中世の時代風潮のなかで、慶光院上人が遷宮の檜舞台から退場することになりました。寛文遷宮記を見ておりますと、慶光院の内院御拝という特権を有していたが、それを食い止めた神主たちが、酒盛りをやつて溜飲を下げたとあります。

2、幕府主導

第二は、幕府主導型の遷宮という問題です。徳川家康が将軍職について半年後の慶長八年（一六〇三）末、遷宮朱印高として三万石という造営費を約束し、この三万石は両宮等分の一宮につき一万五千石でやる。しかも大阪米相場で換金するもので、家康の遷宮朱印状をもって、遷宮の経済基盤がはつきりと確保されたものと理解できます。

伊勢は幕府直轄地で、東照宮の地におかれた日光奉行と同じく、神都伊勢の庶政を掌る山田奉行が、遷宮に際して遷宮奉行を兼務することになります。直轄地の奉行が単なる伊勢・志摩の取締り以上に、遷宮時には遷宮の最高責任をもつて事に当たるわけです。徳川幕府はここで、人的条件として遷宮事業の統括ということを明確にしました。同時に神宮に隣接の藩といいますと、東は鳥羽の稻垣藩。背後に南紀の和歌山藩。北に安濃津の藤堂藩が控えております。したがつて、遷宮の大事業を推進するため、神宮周辺の藤堂藩、紀州藩、、そして稻垣藩が、それぞれ協力するよう幕府が命じました。

さらにもう、紀州藩が領内の大杉山から御遷宮用材を供出する使命をもつていたと同様、尾張藩も木曾山から用材伐採が命じられました。稻垣・藤堂両藩については、遷宮の警護につとめる警護奉行に当てる。こうした隣接諸藩の協力体制のもと遷宮を安定執行させる体制がみごとに確立されたのであります。

他に遷御時、将軍名代が特に参列し、上使とも別称します。平生の遷宮準備には遷宮奉行の山田奉行が事にあたりますが、遷御という淨闇の秘儀には、将軍名代の上使が派遣されました。天皇からは勅使が差遣され、幕府からも将军名代の上使がまいります。例の忠臣蔵で有名な吉良上野介も、元禄遷宮のときに將軍上使をつとめたと遷宮記録に

見えております。

幕府主導型の遷宮は、およそ宝永六年（一七〇九）から享保十四年（一七二九）遷宮あたりが境目となり、回を重ねるたびに近世方式に自信を深めてゆきます。幕政下、十二回におよぶ正遷宮を行ないますが、その間、きわめて安定して遷宮が執行され得た理由として、幕府の並々ならぬ大神官崇敬はもとよりのこと、尾張・南紀両藩から、遷宮用材が確保されていたことが見落せません。しかも安定した遷宮がなされるということは、伝統がしだいに回復することを意味します。伝統回復をめざす曙光が射しはじめたのは、関ヶ原ノ合戦から数十年を経て、社会文化の華が開いたもので、老中連署の遷宮御条目が寛文十一年（一六七二）に出ました。その少し前、幕府は社寺統制にのりだし、諸宗寺院法度・諸社神主様宜諸法度が布令されています。寛文九年（一六六九）の遷宮後を期して、遷宮御条目を内外両宮や宇治・山田の会合衆に下したもので、基本的な五カ条にわたる御条目を見ますと、遷宮奉行を中心には禰宜・神主や忌鍛治・宮大工・会合年寄に至るまで協力して、古法さながら床しい諸準備をとり進めよとかまた神宝や装束を調べる京都の行事官にも、古法を守つて様式や資材に心配りをするよう戒めています。五ヶ条を読んでみると、幕府としては遷宮の基本路線を、割合はやく敷設したものと評せられます。

3、古儀復興

さて伝統回復をめざす具体的な足跡を辿れば、寛文遷宮において殿舎、神宝の充実ぶりが際立ち、徳川期を代表する画期的な遷宮がありました。しかも時代意識の鮮やかな現われを慶光院上人の排斥、あるいは中世仏具からの脱却ということに端的であると言えましょう。さらに、その後の元禄二年（一六八九）の遷宮に際して、祭祀が大きく回復されています。寛文・元禄といえば、徳川期のなかでも時代意欲の旺盛な力強さを感じますが、そのことは遷宮においても例外ではありません。

それから嘉永二年（一八四九）の遷宮は、来るべき明治維新の前夜、百事一新をめざす清新さにみち溢れ、古儀の

回復においても目立つたものが指摘できます。とりわけ、神宮考証学の第一人者である御巫清直の努力によって、現実的な姿をとつて遷宮に反映していく意味合いでも、嘉永遷宮は目ざましいものがあつたと考えております。この目ざましさが明治二年の遷宮にも波及します。神宮の御正殿は四重の御垣で巡らされており、そのいちばん外側、板垣が明治二年に復興になりました。しかも板垣が復興になり、御垣が三重から四重になつたに止まらず、今まで庶民の参入が許されていた中重のなかのえの広い空間が、祭庭として参入制限されたことをも意味します。江戸期の御陰参りの図を見ておりますと、中重に自由に立ち入つてゐるわけですから、板垣の設定ということは外玉垣御門外に入びとを締め出し、いわゆる御社頭の尊嚴性が高められたという意味でも、嘉永から明治にかけての遷宮にとって、まことに画期的なことでした。

余談ですが、やがて遷御の儀が十月の初めに行なわれます。おそらく今月中旬、畏きあたりから遷御日時のお取決めをいただく筈であります。前例によりますと、きたる十月二日午後八時に内宮、同月五日の同刻に外宮で、待つて久しい御儀が秘めやかにとり進められることでしよう。しかも両宮それぞれ、国民を代表する奉拝の皆様が四千名ほど、杉木立のもとで千古の神渡りを見守ります。しかし「寂として声なく、さざ波のように拍手が湧き立つ」と形容される奉拝風景の静けさは、おそらく明治二年このかたの姿を申し上げられましょう。

徳川時代の遷宮では鳥羽藩ないし藤堂藩から藩兵が繰り出し、竹矢来の前にずっと人垣をつくつて警備する。群衆たちは竹矢来の向こうで遷御を見送るのですが、万感胸に迫つて竹矢来を押し倒し、百名にあまる渡御の陣列に近づき、少しでも御神徳にあやかりたいと、奉仕員の装束や肩衣を奪いあうほどに、興奮の渦と化すありさまで、荒木田未偶著『寛政遷宮物語』に活写されているところです。世間的にひろく見られる信仰心ゆたかな祭礼風俗ですが、明治はじめより、皇祖神の威儀は静肅なるべしと趣意が徹底され、今日の姿になりました。

ところで、遷宮をいちばん安定させる要因は、御用材の確保であると既述しました。その御用材は尾張藩の木曽山、

紀州藩の大杉山という二山から、交互に伐採されました。しかし、山に木があるだけでは不十分で、それをいかに搬出するかという条件を考え合わせれば、河川もまた不可欠なものとなります。そこで川を中心として大杉山と木曽山を見ますと、木曽山は申すまでもなく水量豊かな木曽川があり、大径の御用材を、次々と流送することができます。それに対して大杉山は、滝と瀬に幾重もそばだてられて、川水が順調に流れていません。木材や巨木はあるのですが、御用材を川流しきれない状態で、非常に苦労した。これほど大杉山で苦労するならば、今後はすべて木曽山に依存しようと決まり、宝永六年（一七〇九）の遷宮から木曽山一辺倒ということで今日に及んでいます。木曽山に銘木の檜があることは当然ですが、木曽川という条件が大杉山には欠けていたことが、決定的な理由になつております。

また寛文・元禄期に遷宮制がめざましく復旧したと申し上げましたが、その象徴的なことがらが、御遷幸路に他なりません。神様が古いお宮から新しいお宮にお渡りになる道筋のことです。今日の遷御の儀をめぐる常識では、古殿をお出ましになられた神様が、板垣南御門から正面の石段下、一般参道にまで下りてこられる。ふたたび石段を上がり、新殿に入御されるのが、その遷幸路です。ところが、寛文遷宮までのやり方は、古殿から出られた神様は内玉垣御門を経て、すぐに中重から右（左）に曲がり、東（西）御門を通過、隣の敷地の中重に至り新宮にお入りになる。これが最短距離の遷幸路のかたちです。

遷幸路というのは二つのルートがあり、正遷宮ルートと仮殿遷宮ルートに分けられます。正遷宮はまつとうに最長距離を行き、仮殿遷宮は最短距離を行く。中世以来、いくたびか仮殿遷宮を重ねてきて、徳川期も寛文のころまで仮殿遷宮ルートが定着し、最短距離をとつて遷宮が行なわれていました。本来の正遷宮ルートに戻そうというのが、次にひく『寛文遷宮記』に掲げられた河崎延貞の序文です。

蓋し遷宮の札秩、唯だ此の奉遷の一事に在り。遷幸の御路、仮殿遷宮の例に因る。慶長・寛永・慶安も亦、猶ほ

此のことし。

神遷はすこぶる厳肅な秘儀なればこそ、正規のルートに戻されるべきである。いまままで中世の仮殿遷宮の便法に従つてきただれど、寛文遷宮からはまつとうなルートに戻そう。ここに遷宮の本格的な手直し、あるいは古姿復元への努力が、徹底を期せられたのです。

五、第四期

五六回（明治三年一八八九）～六一回（平成五年一九九三）

1、造神宮使庁

最後の第四期は、明治二十二年から当度まで、およそ近現代の御儀がそれに当たります。明治の新政府にとつては、明治二年の御儀度は旧幕政下においてほとんど準備がなされた為、実質的には次の二十二年度がはじめてのものと言えます。

二一年のこと申せば、維新前夜の激動が遷宮制に影響を与えたものに、二つあります。一つは世上不安のため御朱印高三万石といいながら、大阪米相場が急騰して、遷宮費の実質がどんどん目減りしていく。それが慶応から明治にかけての状況であります。最後の山田奉行に任じられたのは、北勢神戸の本多藩で、維新前夜の混乱のなか、式年遷宮のために藩の財政を傾けて造営奉行の責務を果した。まことに忘れがたい美挙であります。

それから、明治二年の遷宮準備の過程にあつて、孝明天皇が崩御なさる事態に直面しております。天皇は遷宮執行の主体であらせられ、その天皇が崩御になされると作事停止という事態が避けられません。しかし諒闇の一年間も造営工事を停止すれば、まず式年を延期しなければならず、加えて諸色高騰の世相から、一日も早い造営完了が切望されていました。なんとか前後三ヶ月の作事停止でもつて、孝明天皇の崩御という事態が乗り越えられました。その

ことが二年の遷宮を顧みて非常に印象に残る点だと思われます。

二十二年の遷宮を控えて、十五年あたりから事が準備されます。とりわけ御用材を伐るべき御油山をどこに差し定めるか。焦慮した神宮当局は、いくたびか政府に嘆願をかさね、ようやく準備開始の運びとなりました。当初は旧幕時代との折衷案というべき態勢で事に臨みましたが、やがて二十年、勅令をもつて造神宮使庁の官制が公布され、本格的な国家制度のもとに万全の態勢が組まれるに至ったのです。それまでの徳川期、遷宮奉行を任じ幕府主導型で事業を遂行してきたが、近代国家にふさわしく、百事創草をめざす明治の大御代、新政府は律令下の造神宮使という臨時機関を念頭におきつつ、しかも王朝の盛時にまさる常設機関のもと、伊勢の遷宮を恒常にとりくむ本格姿勢を示すものがありました。

内務省内に置かれた造神宮使庁は、常設三課をもつ国家組織であり、その業務を祭祀・殿舎・神宝と大別するものです。さらに常設機関ですから、遷宮に関するさまざまな課題に本格的に取り組んだお役所でした。そういうことは、きわめて意味するところが大きかった訳です。時あたかも寛正三年（一四六二）の遷宮中絶から、指折り数えて四百年にあたり、ここに本格的な遷宮機関が発足した。御巫清直は家集にかぎりなき祝意をこめて、

みあらかは むかしにぞたち まさりぬる 年のはたちの はたちかさねて

と詠出してやまなかつたのも、波瀾に富む遷宮史の起伏に想いをはせ、押えがたい歓喜に包まれていたことが察せられる。ただ、この慶びの声は、単に造神宮使庁の官制公布ということに止まらなかつた。天正十三年に制度が復興されたが、それすら異例の正遷宮として、遷宮原則を大きく踏みはずし、とともにかくにもの再開というのが実情であつた。百二十年におよぶ中絶のもつ歲月の重みが、遷宮というスケールの大きな祭儀を、容易に古儀復元しがたいまでに、宏大な規模と精緻な内容を擁する一大事業であることを、自ら物語つて余りある。そして徳川期、寛文・元禄から享保へと回を追うごとに制度充実が遂げられていつた。しかしながら祭儀・殿舎・神宝・職役など全般的な復元に

は、未だ及び得たとは言い難かつた。それが百二十年という歳月の長さや重さであつて、古姿回復の道は中絶期の三倍から四倍の努力を、後代に強いるものとなつたのです。

造神宮使庁の発足と共に、改めて復元すべき基本線を再確認することが求められました。学識経験者によつて延喜・天暦の御世に戻るべき遷宮の古姿を探求すること、それが祭祀・殿舎・神宝の古儀調査であります。だから、本来の遷宮をもう一回、原則的に詮議しようというのが、造神宮使庁でやられた大事業に他なりません。祭祀に關しては明治四十二年までにほぼ復元し、神宝に関する昭和四年までに達成されました。本来の遷宮復元の努力が、それほど精力的ななされたということは、戦前の造神宮使庁の与つて力ある成果だと思います。同時に百二十四年におよぶ中絶は、復元のため四百年、あるいは四百數十年という歳月を費やさないといけない。その意味で、伝統的な祭儀、遷宮というスケールの大きな事業は、百二十四年のツケが、四百年に余る汗と涙を子孫に齎す。処女性みなぎる伝統文化にとって、いかに継承をめざす不斷の努力が大切であるか、遷宮史が示している歴史の教訓にほかなりません。

2、祖宗建国の姿

それから、明治天皇と遷宮という関連において、見過しがたい尊い御事蹟があります。遷宮を、今日のスケールで申せば、木曽檜が樹齢四百年から二百年という銘木ぞろいで、一万四千本。あるいは費用からすれば、三百億余という巨額を要する。しかもそれが、二十年ごとに繰り返されるとあっては、一般には理解の得られがたい所です。その問題は今日に限らず、遡れば文明開化の世相、あるいは近代的な思考のなかで、かなり疑問が提示されております。

神宮は明治二十二年に第五十六回の式年遷宮を行ない、三十三年、失火による臨時遷宮をやります。そして、四十二年には第五十七回の遷宮が予定されていました。立て続けの御儀のため、三十年過ぎから木曽山に然るべき良材が乏しくなつたと現地報告が絶えず寄せられてきます。そこで、ヨーロッパの建築資材としてはコンクリートや煉瓦が

ある。東京駅の赤煉瓦に象徴される近代的な建築資材を併用して、もう少し長くもたせられるような神宮の建築工法を開発したらどうか。そういう意見が宮中で論議され、徳大寺侍従長から明治陛下に上奏された。

『明治天皇紀』の三十七年七月条によれば「祖宗建国の姿」を偲ぶべき観点から、それら意見を却下せられております。なぜならば皇祖天照大神をお祀りする伊勢の宮居は、国民精神にもたらす意義をわめて重大なものがある。祖宗建国の姿をしのぶべき神宮の、太古ながらの神殿を二十年ごとに繰り返し造営することは、決して国費の費えではないと、明快に言い切られたのが『明治天皇紀』の文脈です。遷宮に対して物質的・金錢的な疑惑が生じることに對して、明治陛下はすでに聖旨をお示しであらせられ、とりわけありがたく感ずるところです。

さらに久邇宮朝彦親王のことに関して、この御方は最初の皇族祭主として推戴されました。神宮としては皇族祭主を推戴する上で、奉仕上の理由として見過せないのが殿内の秘儀です。御神体ちかくのお取扱いをめぐって、皇族に限るべき神秘への思い入れが、つよくあられたと推測できます。つまり、皇族祭主推戴ということは、殿内秘儀にかかるのは皇族でなければ、という明治陛下の深い聖旨のほどが押せられるところです。また、ご神体を納める黄金の御樋代は、あえて再び開くことなれど勅封をされ、今まで守られております。明治三十四年の勅封以後、その永世の御料と崇められ、この御封はいまだ解かれおりません。八咫鏡への鄭重なお取扱いきわまる勅封は、皇族祭主による殿内奉仕とあわせみて、深々とした大御心のほどを痛感するわけです。

明治陛下は祖宗建国の姿をしのぶため、二十年ごとの宮づくりが大切だと仰せられたが、そのお言葉は神宮御造営用材備林の設定と表裏一体のものでありました。ですから、きわめて高い精神性のあるお言葉を示されると同時に、物質的な裏付けをここで明確に定められたのです。ご承知のとおり、木曽山における御造営用材備林は八千町歩を擁し、その半分の四千町歩をもつて御遷宮のため伐採・植林を繰り返す。しかも遷宮用材確保の意味合いから、あと四千町歩は保護林としては控え置いておく。締めて八千町歩という御柵をもつて、式年遷宮の永久的な用材供給の森林

にあてる長期計画は、三十九年の御事蹟であります。当度の用材確保は、表面的には昭和六十年の「御造営元年」から始められましたけれども、実際にはそれに先立つ七年前の五十三年から用材確保をしなければなりませんでした。今日なお森林資源の枯渇など深刻さを増してきている状況を見ますと、明治陛下の仰せられた神宮御造営用材備林の設定ということは、本当に将来を見通しになられた聖慮の程と、感嘆つきせないものを禁じ得ません。

最後に神宮制度問題があります。遷宮費の捻出になんとか隘路が探せないものか、あるいは文化財の方向から、昭和四十年代に大いに論議されました。さらに前回は神宝使ということで、天皇から皇祖神に対して御装束・神宝をおあげいたぐならば、勅使の御差遣をぜひとも仰ぎたいものと、神社界から強い要請が出されました。そうした意味では、前回もちあがつた遷宮をめぐる神宮制度や神宝使は、さして問題にならずに今日に至っております。

3、歴史の教訓

もう一点、付け加えますと、明応六年（一四九七）にもちあがつた儲殿という問題は、意味するところが非常に大きいと思つております。

本殿・仮殿・儲殿ちよだんという殿舎区分の内、本殿は天皇がお認めになり、二十年毎の式年遷宮でお建てする由緒正しい殿舎。仮殿は御本殿の修繕や改修に伴い、神様が御一宿なさる御殿。これも朝廷のご沙汰をいただき、お認めいただいた御殿。それに対して儲殿というのは、朝廷のお許しをいただかない私營の雨覆といふことです。

では、本殿、仮殿、儲殿という区別を、なぜ今まで神經質になるのか。三種の神器の一つである八咫鏡やたののかがねを祀りする御殿、皇位の源泉である神鏡を奉還する御殿ですから、まつとうな由緒正しい御殿でなければなりません。神宮に奉仕する神主として、その辺りをしつかり弁え、神器のお取扱いに粗相があつてはならないのです。ならば、この明応の儲殿はなにゆえに生じたか。十五世紀の終わりのころ、もちろん遷宮中絶としてほんとうに深刻な事態を前に、朝廷にお願いしても遷宮沙汰が下されるとは、とても望みがたい。

仮殿遷宮をくり返していた時代、御正殿は著しい資材の劣化や歳月の風化をうけ、まさに風に搖らいで、顛倒を今日か明日かと危ぶむ状態でした。神明に奉仕する祠官たちにとつて、戦々恐々とした不安の日々を送ったことでしょう。当時の記録に「神儀、地上に坐しますが如し」とありますから、萱屋根が朽損して、殿内が雨露にさらされるなか、神鏡への非礼、見るに忍びない情実がほとばしっております。既に朝廷への愁訴を数十度も重ねながら、一向に御沙汰すら無い。御正殿の顛倒は日を待つばかりの惨々たる状態を前に、朝廷のお許しをいただかずとも、自分たちの資財を投げうち、私営殿舎を造営しようと協議しました。

時の祠官中でも、藤波氏経・岩井田尚重など神宮屈指の学者神主が並びいて、先規や古格に詳しい彼等にとつては神器を天皇のお許しだかないと御殿にお遷しすることはできないと、条理を尽し激論をかわします。朝廷の裁可を仰がない御殿は儲殿という私的殿舎にすぎず、神器を渡御・奉斎いたすには、非礼極まりないと説く苦渋にみちた論理が、厳然としてそこに脈打つております。進退極まり籤を引きますが、事決行と籤が出たらしい。そこで神器奉還の重大な祭儀を行ないつつある最中、朝廷からのお許しが届いたと、まことに劇的に記録されているところが忘れられません。

このときの事態を考えますと、神宮に奉仕する者たちの本当にゆるがせにできない一点だけは、明確に頭の中に置かれています。中世動乱の世相にあって、神器（八咫鏡）は国が伝えるべき重要なお宝物である。神宮神主の一存によつて左右できるものではない。したがつて陛下の大御心をいただく神殿に、真心こめて奉斎すべき道理が明確に彼等の念頭にあつた。道理の通りがたい非常の時代、なお彼等の胸奥に、神宮奉祀の伝統が脈々と生きていること、尊いかぎりだと思います。

今日、神宮の神器（八咫鏡）や神殿は当然ながら、神宮の一存でもつてすべて決裁されず、皇室との連絡・協議のもとに事を運ぶべき原則が貫かれているのは自明のことです。明応の儲殿遷宮が後世にさし示す教訓は、まことに重

々しいものがあります。ひねもす御本殿を仰ぎみて奉仕の誠を捧げる者にとって、御本殿が今日倒れるか明日倒れるかという異常の事態、本当に極限を問い合わせる苛烈な状況。しかしながら、祠官たちは原則を踏みはずすことなく判断し進退したところに、非常な重みがあると深々と受けとめたいものです。

遷宮の歴史

一、皇位の源泉

1、わが国体の淵源

天照大御神の御形 宝鏡奉斎の神勅 神宮祭祀の根本

○ 天照大神の御影を留め給へる御像

○ この鏡はもはら、我が御魂として、吾が前を揮くがごと、いつき奉れ。

○ 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭 神御衣祭 月次祭 神嘗祭 遷宮祭 臨時奉幣祭

(栗田寛『神器考証』)

(古事記)

(「神宮祭祀令」第二条)

2、国家的な儀儀

天皇主体の祭祀 神宮・賢所（御代宮）は不可分

歴史の風雪

伝統文化を守るべき方途の模索

千三百年・六

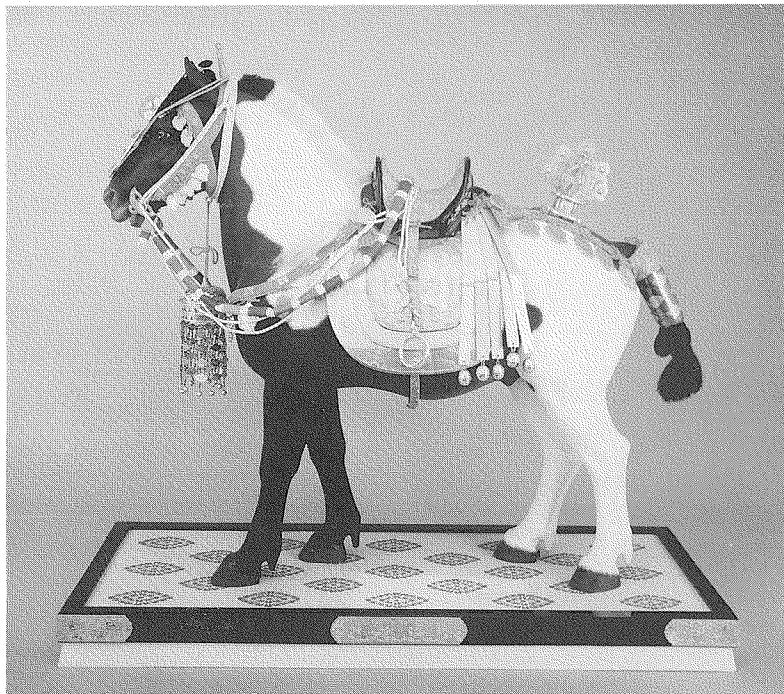
○回におよぶ御儀の齋行

古代 二五回

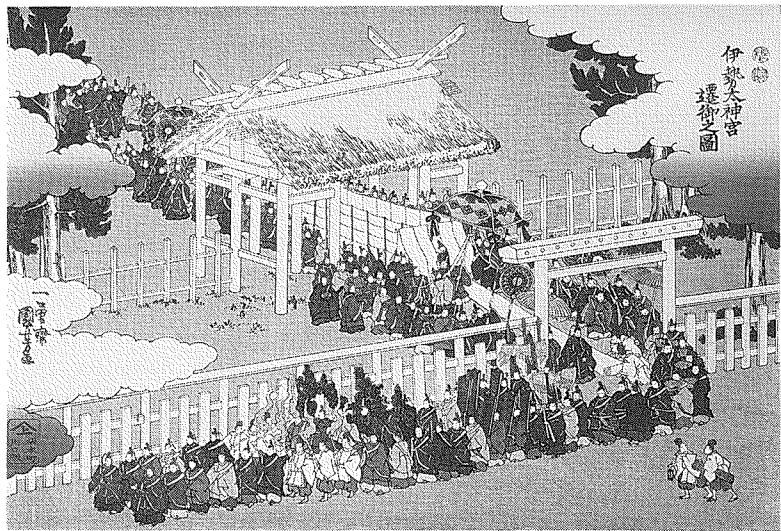
中世 一五回（仮殿九五回）

近世 一四回

近現代 六回



鶴斑毛御彫馬
(月讀宮御神宝)



伊勢太神宮
遷御之圖

一勇斎国芳画「伊勢太神宮遷御之図」

第一期 初回（持統四年・六九〇、同六年・六九二） 二〇回（天喜五年・一〇五七、康平二年・一〇五七）

1、制度の創定

壬申の大乱（大友・大海人皇子） 天武天皇の御宿願 古代天皇制の黄金時代（天武・持統兩朝）

○ 朱鳥二年（持統二年・六八八） 以往の例、二所大神宮の殿舎・御門・御垣等は、宮司破損の時を相待ち修補奉る例なり。

2、制度の実質

延喜の大神宮式 国法上はじめての明文規定

式年（式月式日） 殿舎造営（造神宮使） 御装束・神宝調進（神宝使） 神儀奉遷（奉遷使）

公費支弁（神税・正税）

造神宮使 造営工事を総括する臨時官衙（延暦二一年・七九二初見） 木工長上 番上工 諸国役夫

○ 凡そ大神宮は二十年に一度、正殿・宝殿及び外幣殿を造り替えよ。皆新材を採りて構造し、自余の諸院は新旧通用し、其の旧宮の神宝は新殿に遷し收めよ。

3、律令制の破綻

造神宮使の形骸化 宮大工組織の在地化（作所・頭工） 長歴送官符（長暦二年・一〇三八）

○ 夫レ伊勢二所大神宮、二十年ニ一度之造替遷宮ハ皇家第一ノ重事、神宮無双之大嘗也。（遷宮例文）

第二期 二二回（承保三年・一〇七六、承暦二年・一〇七八） 四〇回（寛正三年・一四六二、永禄六年・一五六

〔三〕

1、役夫工米

諸国が成功か
衣糧料の課役 源頼朝の神忠 仮殿遷宮（内宮三九回、外宮五六回）

○ 我朝は神國なり、役夫工米は天下第一の大事、諸国満偏の經營なり。（建久二年、後鳥羽上皇論旨）

2、御社の推移

神道尽山と宮材評議 江馬山（嘉元二年・一二〇四） 設樂（暦応二年・一二三九） 美濃山（康暦二年・一

三八〇）

大神嘗祭と式月式日（三四回遷宮 元享三年・一二三一一）

3、制度中絶

後土御門以下四代 足利將軍の敬神 神領民奉仕 木曳初（享徳三年・一四五二）と白石置（寛正三年・一

六二） 大神宮造替関（長禄三年・一四五九）と伊勢法楽舎船（宝徳三年・一四五二） 藤波氏経と寛正遷宮
宇治山田合戦と外宮炎上（文明一八年・一四八六） 儀殿（明応六年・一四九七）と神鏡

○ 先規を改めて權儀を行へり。非礼を請けざれば、神慮測りがたし。

（永祿外宮遷宮一社奉幣 正親町天皇宣命）

○ いそのかみふるき茅葺の宮柱 たてかふる世に逢わざらめやは

（後奈良天皇御製）

第三期 四一回（天正一三年・一五八五） 五五回（明治二年・一八六九）

1、遷宮上人

慶光院清順尼の勧募 永祿遷宮より五度の壯挙 織豊二氏の敬神 天正異例の正遷宮 同年執行と前後諍論

2、幕府主導

徳川家康の遷宮朱印状（慶長八年・一六〇三） 老中連署の遷宮御条目（寛文二一年・一六七一） 遷宮奉行

(山田奉行)と二家・隣藩 木曾山と大杉山 伐木運材の教訓（寛政元年・一七八九）

3、古儀復興

寛文遷宮（殿舎・風宝の充実、慶光院の闋与停止） 元禄遷宮と出口延佳『伊勢三所皇太神宮遷宮次第記』
嘉永遷宮と御巫清直

- 蓋し遷宮の礼秩 唯だ此の奉遷の一事に在り。

（『寛文遷宮記』、河崎延貞序）

第四期 五六回（明治二三年・一八八九） 六〇年（昭和四八年・一九七三）

1、明治天皇

造神宮使庁の官制公布（明治二〇年、勅令六八号） 内務省内の常設機関 一課（祭典・文書） 二課（御社・神宝） 三課（造営・設計） 古儀調査と昭和四年の盛儀
皇族祭主推戴 黄金御桶代の勅封（明治三四年） 神宮御造営用材備林の設定（同三九年）

2、終戦前後

使庁官制廃止 山口・木本祭（昭和一六年） 神道指令と御造営中止（同二〇年一二月） 延引奉謝祭

造宮局（神宮司庁内、六課） 御内帑金の思召 神社界の団結

3、遷宮三機関

審議……式年遷宮委員会……主要事項の調査・検討

〔 造営……神宮式年造営庁……殿舎造営と神宝調進 総裁（大宮司） 技術監五部一二三課
募財……式年遷宮奉賛会……中央・地区の全国活動

4、神宮制度問題

現行法令の制約

○ 伊勢の神宮に奉祀されている神鏡は、皇位とともに伝わるべき由緒ある物

(昭和三五年一〇月、池田内閣答弁書)